

## 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料 条例の一部を改正する条例

沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「530,000円」を「570,000円」に、「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表14の項中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表16の項中「5,000円」を「6,500円」に、「3,400円」を「4,500円」に、「2,700円」を「3,600円」に改め、同表17の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表19の項中「1,800円」を「1,900円」に改め、同表21の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,

620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改め、同表22の項中「5,000円」を「5,700円」に、「3,400円」を「3,800円」に改め、同表23の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表25の項中「1,800円」を「1,900円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表16の項、17の項、19の項、22の項、23の項及び25の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表2の項、14の項及び21の項の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表16の項、17の項、19の項、22の項、23の項及び25の項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、消防法に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に関する事務等に係る手数料の額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。